

○松江市福祉医療費助成条例

平成17年3月31日

松江市条例第178号

改正 平成17年7月12日条例第423号

平成18年3月31日条例第14号

平成18年9月29日条例第55号

平成19年3月30日条例第15号

平成20年3月31日条例第11号

平成20年10月3日条例第46号

平成23年7月5日条例第34号

平成23年12月22日条例第105号

平成24年6月29日条例第40号

平成25年3月18日条例第21号

平成26年6月27日条例第36号

平成26年12月19日条例第56号

(目的)

第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより、福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、松江市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者（第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する者については、松江市外の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設へ入所している者（同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）又は松江市外の障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設へ入所している者又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設へ入所している者を含む。）をいう。ただし、別表第1に掲げる者を除く。

- (1) 65歳以上の者であって、3箇月以上にわたって常時臥床し、日常生活における基本的動作に他人の介護を必要とし、今後もその状態が継続すると市長が認めたもの
- (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）が重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神上の障害程度が1級であるとされている者
- (5) 判定機関が身体又は精神に相当の障害を有し重度と同程度と判定した知的障害児若しくは知的障害者
- (6) 身体障害者手帳に身体上の障害程度が3級又は4級であるとされており、かつ、精神障害者保健福祉手帳に精神上の障害程度が2級であるとされている者
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で

あって、次のいずれかに該当する者（以下「児童」という。）を養育する者（別表第1の第4号において「配偶者のない者」という。）及び当該児童

ア 18歳に満たない者

イ 18歳に達した者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは高等専門学校の第3学年までの学年、同法による特別支援学校の高等部又は同法による専修学校の高等課程の第3学年までの学年に在学している者。ただし、20歳に達した者を除く。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において、「社会保険各法以外の法令等」とは、次の各号に掲げる法律及びこれに基づく命令並びに通知をいう。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (5) 児童福祉法
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

(7) 前各号に定めるもののほか規則で定める通知

- 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定める費用を負担する患者又はその配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（別表第1の第4号において「扶養義務者」という。）をいう。

（助成の範囲）

第3条 市は、福祉医療対象者が福祉医療費医療証（以下「医療証」という。）又は福祉医療費資格証（以下「資格証」という。）により病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において次の各号に掲げる療養又は医療を受けた場合は、当該療養又は医療に要する費用（以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用の額（社会保険各法に定める附加給付金があるときは当該附加給付金の額に相当する額を控除した額とする。以下「本人負担額」という。）から医療機関等（薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所及び訪問看護ステーションを除く。）ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が別表第2に定める金額を超える場合は、同表に定める額。以下「控除額」という。）を控除した額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。この場合において、市長は特別の事由があると認めるときは、控除額を減額することができるものとする。

- (1) 社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の対象と

なる療養又は医療

(2) 社会保険各法以外の法令等の規定による療養又は医療（前号の療養又は医療に相当するものに限る。）

2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療においてそれぞれ個別の医療機関等であるものとみなす。

（助成の開始）

第4条 前条の助成（以下「助成」という。）は、医療証又は資格証（以下「医療証等」という。）の交付を申請した日の属する月の初日から行うものとする。ただし、松江市外から松江市内に居住地を有することになった者に対する助成は、松江市内に居住地を有した日から行うものとする。

（医療証等の交付）

第5条 市長は、福祉医療対象者に対し、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、医療証を交付するものとする。ただし、規則で定める者にあつては、資格証を交付するものとする。

（医療証等の提示）

第6条 福祉医療対象者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に対して、医療保険証等とともに、医療証等を提示しなければならない。

（助成の方法）

第7条 助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合において、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、被保険者等に助成対象額を支払うことによつて行う。

3 第1項の規定により市が助成対象額を医療機関等に対して支払った場合において、被保険者等が当該助成対象額について社会保険各法に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金の支給を受けたときは、被保険者等は、当該高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金に相当する額を市に納付しなければならない。

(被保険者等に支払う助成費の申請)

第8条 前条第2項の規定により助成を受けようとする者は、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、福祉医療対象者が医療機関等に本人負担額を支払った日から起算して2年以内に行わなければならない。

(届出の義務)

第9条 医療証等の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項について変更があったとき、又は助成を受ける資格を失ったときは、その事由が発生した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(医療証等の再交付)

第10条 医療証等を破損し、又は亡失した者は、市長に速やかにその旨を届け出るとともに、その再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合には、市長は医療証等を再交付するものとする。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、被保険者等が当該医療に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成対象額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した助成対象額の額に相当する額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受け

た者があるときは、その者から既に助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市福祉医療費助成条例（昭和48年松江市条例第8号）、鹿島町福祉医療費助成条例（昭和48年鹿島町条例第9号）、島根町福祉医療費助成条例（昭和48年島根町条例第5号）、美保関町福祉医療費助成条例（昭和48年美保関町条例第10号）、八雲村福祉医療費助成条例（昭和48年八雲村条例第4号）、玉湯町福祉医療費助成条例（昭和48年玉湯町条例第12号）、宍道町福祉医療費助成条例（昭和48年宍道町条例第10号）又は八束町福祉医療費助成条例（昭和48年八束町条例第11号）の規定により福祉医療対象者として助成を受ける資格を有すると認められた者については、平成17年7月31日までの間は、それぞれこの条例の相当規定により福祉医療対象者として助成を受ける資格を有すると認められた者とみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 3 八束郡東出雲町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、東出雲町福祉医療費助成条例（昭和48年東出雲町条例第10号。以下「町条例」という。）の規定により受けた療養又は医療に係る助成については、町条例の例による。
- 4 編入日の前日までに、町条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

- 5 平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間における別表第1第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額の算定に当たっては、同条中「同法に規定する特定扶養親族」とあるのは「特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。)」と、「当該特定扶養親族」とあるのは「当該特定扶養親族等」とする。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第423号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日松江市条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の松江市福祉医療費助成条例の適用については、施行日以降に受けた療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松江市福祉医療費助成条例の適用については、平成

18年10月1日以降に受ける療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日松江市条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松江市福祉医療費助成条例の適用については、平成19年4月1日以降に受ける療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日松江市条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松江市福祉医療費助成条例の適用については、平成20年4月1日以降に受ける療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月3日松江市条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日松江市条例第105号）

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松江市条例第40号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日松江市条例第21号）

この条例中第1条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は平成25年4月1日から、第2条、第5条及び第10条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日松江市条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松江市福祉医療費助成条例の規定は、平成26年10月1日以降に受ける療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松江市福祉医療費助成条例の規定は、平成27年1月1日以降に受ける療養又は医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- (2) 第2条第1項第1号から第6号までに掲げる者のうち毎年10月1日現在20歳以上のものであって、そのものの前年の所得（1月から6月までの間に医療証等の交付を申請する場合にあっては、前々年の所得）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額を超えるもの
- (3) 第2条第1項第1号に掲げる者であって、助成期間が1年を経過したもの

(4) 第2条第1項第7号に掲げる配偶者のない者の養育する児童に係る扶養義務者（配偶者のない者及び児童と生計を一にするものに限る。）又は配偶者のない者が、毎年10月1日現在、前年の所得税（1月から6月までの間に医療証等の交付を申請する場合にあっては、前々年の所得税）を課せられている場合（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課せられないこととなる場合を除く。）における当該配偶者のない者及び児童であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定により、その年の8月から翌年の7月までの児童扶養手当を支給しないこととされる所得の額を超えるもの

別表第2（第3条関係）

区分	控除額	
	入院	入院外
1 2及び3以外の者に係る助成	20,000円	6,000円
2 市町村民税世帯非課税者 に係る助成	2,000円	1,000円
3 第2条第1項第2号から第6号までに掲げる者のうち20歳に達する日以後の最初の10月1日までの間にある福祉医療対象者に係る助成	2,000円	1,000円

備考 この表において「市町村民税世帯非課税者」とは、福祉医療対象者のうち、その属する世帯の全ての世帯員について、毎年10月1日現在当該年度（4月から6月までの間に医療証等の交付を申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税が課税されていない者をいう。